

保育園・認定こども園入園案内

令和6年度

募集期間 令和5年10月10日から10月31日まで



目次

1. 今回の募集対象児童	P.1
2. 申込み方法	P.1
3. 手続きの流れ	P.2
4. 教育・保育給付認定とは	P.2
5. 提出書類	P.5
6. 保育内容	P.7
7. 入園に関する事項	P.8
8. 通園バスについて	P.9
9. 保育無償化について	P.9
10. 保育料について	P.11
11. 南魚沼市の保育園・認定こども園	P.13
12. 各保育園・認定こども園の特徴	P.15
13. 災害時の対応について	P.19

※掲載の情報は、国及び県の通知並びに子ども・子育て会議の審議を踏まえて入園までに変更される場合がありますので、予めご了承ください。

1. 今回の募集対象児童

今回の園児募集で申請できるのは、令和6年度（年度途中も含む）に南魚沼市に住所があり、保育園・認定こども園の利用を希望するお子さんです。

既に1号認定で内定しているお子さんは、内定園を通じて教育・保育給付認定の申請が必要です。

※南魚沼市に転入予定のお子さんも対象です。ただし、国外にいるお子さんは入国してから入園申込みを受け付けます。

※生まれていないお子さんであっても、令和5年度中（令和6年3月31日まで）に生まれる予定のお子さんは申込みを受け付けます。

※令和6年4月1日以降に生まれる予定のお子さんは、出生予定日の3か月前から申込みを受け付けます。

※市外に住所があり、南魚沼市の保育園等の利用を希望する方は、住所地の市町村にご相談ください。

2. 申込み方法

提出書類を募集期間内に受付場所へ提出してください。

募集期間：令和5年10月10日（火）から令和5年10月31日（火）まで

受付場所：市役所子育て支援課（本庁舎）、大和市民センター、塩沢市民センター、子育ての駅「ほのほの」（水・土・日曜日と祝日以外）、第1希望の保育園・認定こども園

※申込みに必要な書類が全て揃ってから提出してください。書類不備の場合は申込みを受け付けませんが、やむを得ず遅れる場合等にご連絡ください。

（必要書類の詳細については5ページの「5. 提出書類」に記載）

※上記期間を過ぎてからの提出は、優先順位が低くなる場合があります。

年度途中の入園申込みについて

年度途中の入園申込みは、職員配置や定員等の関係で非常に難しい状況となっています。令和5年度中にお子さんが生まれ、令和6年度途中に産休・育休が終了する方、就職をする方、その他の理由で年度途中の入園が必要と思われる方は、必ず募集期間内に申込みをしてください。

令和6年度中にお子さんが生まれ、年度内に入園を希望する場合は、遅くとも入園希望月の3か月前までに入園の申込みをしてください。

※申込み後に辞退する場合は、速やかに入園申込取下届を提出してください。

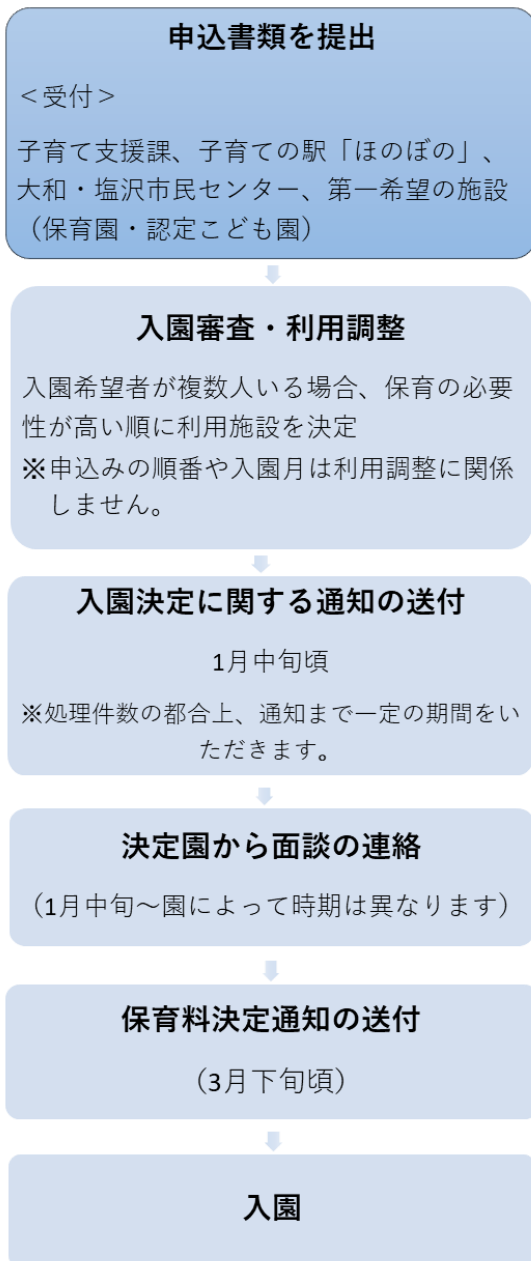
市外の保育園等を希望する場合

市区町村によって募集期間が異なりますので、入園の募集期間に間に合うように、必要な書類を南魚沼市の窓口へ提出してください。当市から相手市区町村に入園申込みの協議をいたします。

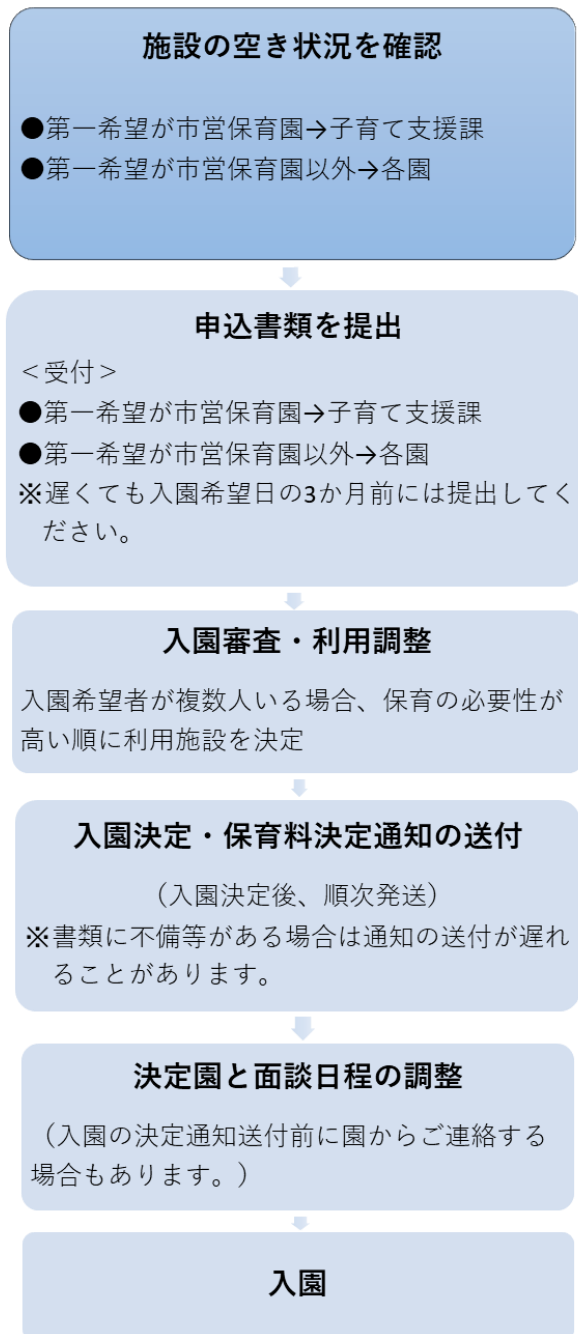
南魚沼市から転出する場合は、転出先の市区町村へお問い合わせください。住所地の市区町村で申込みをしていただくこととなります。

3. 手続きの流れ

《新規入園（募集期間）》



《途中入園（募集期間後）》



4. 教育・保育給付認定とは

教育・保育施設の利用又は幼児教育・保育の無償化の対象となるためには『教育・保育給付認定』が必要です。

教育・保育給付認定は、保護者からの申請に基づき、次のページの認定区分に応じて南魚沼市が審査・決定します。

保育園等の利用は、認定を受けた期間内となります。また、認定区分に応じて利用できる施設が異なります。

前年度から継続利用の方、1号認定の方は、1年に1度現況確認を受ける必要があります。必ず教育・保育給付認定（現況確認届）申請書兼入園申込書を提出してください。

※3歳未満のお子さんは認定の有効期間が最長で3歳の誕生日の前々日までとなっています。誕生月の下旬に新しい認定に関する通知をお送りします。

※認定内容に変更があった場合、認定変更申請をする必要があります。

※虚偽の申請で教育・保育給付認定を受けた場合は、認定を取り消します。

《認定区分》

保育の必要性とお子さんの年齢に応じて区分されます。

認定区分		保育の必要性	お子さんの年齢	利用できる施設	
				保育園	認定こども園
1号認定	教育認定	なし	満3歳以上～5歳	(○) ※	○
2号認定	保育認定	あり	満3歳以上～5歳	○	○
3号認定			0歳～満3歳未満	○	○

◇教育認定…未就学児で、認定こども園等での教育を希望する場合。保護者の就労に関係なく認定を受けることができます。

◇保育認定…保護者の就労や疾病などにより、保育園等での保育を希望する場合。

※特別な事由がある1号認定児童に限り、(市内の教育施設の利用を希望するが、受入れができない場合など) 公立保育園の「特別利用保育」が可能です。

詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

《保育の必要量に応じた区分》

保育認定(2号・3号)については、保護者の就労等で保育が必要な時間によって利用時間が決まります。

保育の必要量	利用時間	就労時間
保育標準時間認定	最長11時間/日	1ヶ月120時間以上
保育短時間認定	最長8時間/日	1ヶ月64時間以上120時間未満

※標準時間認定の方は、任意で短時間認定に変更することもできます。

※保護者の事由によって認定される期間が短くなる場合があります。認定期間は教育・保育給付認定決定通知でお知らせします。

《保育の必要な事由》（2号・3号認定）

保育園等での保育を希望する場合は、以下の保育の必要な事由に該当する必要があります。

保育の必要な事由	認定	添付書類	備考
月 120 時間以上の就労 (就労形態は問わない)	標準	就労証明書 ※自営業の方は確定申告書の写し又は開業届の写しもご提出ください。	一時預かりで対応可能な短時間(64h/月未満)の就労は除く
月 64 時間以上 120 時間未満の就労	短		
妊娠・出産	標準	母子手帳の写し	産前6週(多胎の場合は14週)を含む月初日から産後8週目を含む月末まで
保護者の疾病・障がい	標準	保育が必要なことが確認できる診断書又は手帳等の写し	
同居親族の介護・看護	標準	手帳又は介護保険証等の写し	保護者が主に介護・看護に携わっていること
災害復旧	標準	り災証明書等	
求職活動(起業準備を含む)	短	求職活動等申立書およびハローワーク受付票の写し	90日を経過する日が属する月末まで(続けて求職活動の認定を受けることはできません)
月 120 時間以上の就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)	標準	在学証明書	原則として卒業又は退学するまでの期間
120 時間未満の就学	短		
虐待、DVや重度障害による措置(特別な配慮)が必要であること	標準	調査書	まずは児童相談所、保健師、子育て支援課等にご相談ください。
保護者の資質等により適切な家庭保育環境が確保されないと判断され、支援が必要であること	標準/短		育児に関する検診・面談等が義務付けられます。 対象となる家庭へは、こども家庭サポートセンター及び保健師等から声をかけさせていただきます。
育児休業中に、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要であること(新入園児は育休を事由とする入園はできません)	短	就労証明書	育児休業の対象の子どもが1歳になった日が属する年度末まで
その他、前記に類する状態として市長が認めること	標準/短	市長が指定する書類	

※上記の事由に当てはまらない場合は1号認定となります。

※年度途中で事由が変更になる場合は、**必ず変更申請書を提出**してください。

※添付書類に関する詳細は、5ページをご確認ください。

《利用調整》

- (1) 保育園等に新規で入園希望する人数が園の利用定員を上回る場合、利用調整を行います。
- (2) 保育の必要度の高い順に受け入れます。認定申請書、保育の必要性を確認する書類及び「保育園等入園基準指数表」の内容に基づき、利用申請者ごとの保育の必要度（優先順位）を算定し、入園決定を行います。
- (3) 入園申込書には、必ず、入園希望園を第1希望～第3希望まで記入してください。
※第1希望だけ記入しても優先順位が高くなることはありません。
- (4) 保育園においては、1号認定児童（特別利用）よりも2・3号認定児童の利用が優先されます。
- (5) 定員等によって入園ができない場合は保留となり、定員が空き次第入園となります。
※兄弟姉妹で必ずしも同じ園に入園できるわけではありません。
- (6) 1号認定の利用調整方法は、各園にお問い合わせください。

《入園日・慣らし保育について》

新規入園児童は、慣らし保育として、短時間の保育を行う園があります。入園申込書には慣らし保育を含めて入園日を記入して下さい。

※13、14 ページの各園の受入れ年齢を満たさない年齢・月齢のお子さんは入園できません。

※年度切り替え前月（3月）の慣らし保育は、園の定員管理の都合上、受入れできません。

※保育の必要な事由が「就労」の場合、慣らし保育として就労開始前の2週間を超えない期間（土・日曜・祝日含む）を入園希望日とすることができます。

ただし、1歳から受入れの市営保育園は、1歳の誕生日から「就労」となり、家庭に保育できるものがない家庭に限り、誕生日前に4日間の慣らし保育（土・日曜・祝日除く）を行うことができます。

（1歳から受入れの市営保育園：赤石・上原・四十日・西五十沢・うえだ・石打・上関）

※市営保育園の慣らし保育は入園式の翌日からです。

※上町保育園の慣らし保育は、1歳の誕生日からになります。

5. 提出書類

必要書類は市役所子育て支援課（本庁舎）、子育ての駅「ほのほの」、大和市民センター、塩沢市民センター、保育園・認定こども園で配布しています。また、南魚沼市ウェブサイトからダウンロードもできます。

(1) 教育・保育給付認定（現況確認届）申請書 兼 入園申込書

保育園等を利用するために必要な教育・保育給付認定を判定する書類です。

保育園等の利用を希望する全てのお子さんが対象となります。該当項目を記入してください。

※申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。提出を怠った場合や故意に虚偽の申請をした場合は「認定の取消し」「保育料等の追徴」ほか、不利益を被る場合があります。

※認定こども園の利用を希望する場合は、このほかに申込書の提出が必要になる場合がありますので、入園希望の園に直接ご確認ください。

※転入予定の場合、住所欄に南魚沼市に転入後の住所と、申請時の住所を記入してください。

※令和5年度中（令和6年3月31日まで）に生まれるお子さんは、年齢欄に出生予定日を記入し、母子手帳の写しを提出してください。（令和6年4月1日以降に生まれる予定のお子さんは、出生予定日の3か月前から申込みを受け付けます）。

(2) 申込書の内容を証明する書類（対象者のみ）

①ひとり親家庭（別居のみは対象外）

父母が離婚調停中の場合のみ、申立書の写し等の証明書

②同居親族に障がい者がいる（お子さん本人も含む）

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し

特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給していることが証明できる書類

※父母の市民税所得割額により、保育料減免の対象になる場合があります。

(3) 保育園等入園基準指数表（2・3号認定児童のみ）

2・3号認定を希望する方は必ず提出してください。保育の実施基準に該当する入園（転園）希望者が施設の募集人数を超えた場合には、利用調整を行います。利用調整の際に保育の必要度を指数として算定し、指数の高い方から優先して入園を決定します。

(4) 保育の必要な事由を証明する書類（2・3号認定児童のみ）

保育園等へ入園を申し込むお子さんの父母について証明書を添付してください。

複数児童を申請する場合は、一番年齢の高いお子さんに原本を添付し、その他のお子さんには写しを添付してください。

① 就労（フルタイム、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労。）

⇒就労証明書（自営、農業の方も含む）

⇒自営業の証明（開業届の写し又は確定申告書の写しも合わせて提出してください。）

・継続して入園を希望する場合も、就労証明書を添付してください。

・自営業の場合は、経営主(代表者)に就労証明書を記入してもらってください。

・内職の場合は、委託会社から就労証明を記入してもらってください。

その際に、就労日数・時間の記入がなかった場合は自己申告で記入してください。

・年度途中で就労先、勤務時間等が変わった場合は、改めて就労証明書の提出が必要です。

・就労先が内定中の方で、就労証明を書いてもらえない場合は、求職活動状況等申立書の「勤務先が内定」の項目を記入し提出してください。その場合利用調整の際には求職活動の指数となります。

※就労先の内定証明等があり、月の就労時間が確認できる場合は就労の指数となります。

・記入方法についての詳細は、就労証明書の裏面を参照してください。提出の際は、点線から下の保護者記載欄に漏れないように記入して下さい。

・学童保育の申込みに必要な就労証明書の様式と同様であるため、上のお子さんが学童保育を利用する場合、ご自身で証明の写しをとっていただき、学校教育課に直接提出してください。子育て支援課に証明書提出後のコピーの求めには応じられません。

②妊娠・出産

⇒母子手帳の写し（分娩予定日、母の名前がわかるページ）

② 保護者の疾病・障がい

⇒保育が必要なことが確認できる医師の診断書又は身体障害者手帳、療育手帳、精神福祉手帳の写し

③ 同居している親族の介護・看護

⇒手帳、医師の診断書又は介護認定を受けている場合は介護保険証の写し

・同居ではない場合、別に申出書の提出が必要になります。

⑤災害復旧

⇒災証明書等

⑥求職活動（起業準備を含む）

⇒求職活動申立書およびハローワークの受付表

・就職が決定したら就労証明書を提出してください。

・求職活動中の認定有効期間は、最長 90日を経過する日が属する月末までとなります。

⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

⇒在学証明書

- ・大学や専門学校等で発行しているもので、在学期間・月当たりの在学時間がわかる書類でも代えることができます。

⑧育児休業

⇒就労証明書（育休期間の記載のあるもの）

※保育の必要な事由や内容が変わる際は、変更申請書と各種証明書を提出してください。

(5) 市区町村民税額を証明する書類

保育料は原則としてお子さんの父母の市区町村民税所得割額により決定します（詳しくは11ページの「10. 保育料について」をご覧ください）。

転居や単身赴任などにより、下表 2.3 に該当する方は必要な書類を提出してください。

	保護者の状況	必要な書類
1	南魚沼市民の方 (南魚沼市に転入予定の方含む)	原則、書類の提出は必要ありません。 ※住民税未申告の方は申告が必要です。詳しくは税務課にお問い合わせください。
2	南魚沼市民ではない方 (単身赴任の方など)	入園申込書の裏面に個人番号、現住所地を記入のうえ提出してください。
3	2023年1月～12月の間に日本に住 民登録がない期間がある方	令和5年度住民税相当額を算出するため、2022年1月～12月分の収入証明書等。

6. 保育内容

《教育・保育時間》

(1) 通常教育 8:30～(14:00～15:30)まで（園によって異なります）

通常保育 8:30～16:30 まで

※お子さんの状態によっては教育・保育時間が通常よりも短くなる場合があります。

(2) 特別保育・延長保育

- ・保育標準時間認定、保育短時間認定に関わらず、特別な事情のある家庭に限り特別保育・延長保育を実施します。利用希望の場合は、保育園等へ申込みをしてください。
- ・家庭状況等を調査したうえで利用の可否を決定します。なお、延長保育は、延長保育料（実費徴収）がかかります。

① 特別保育時間

保育標準時間認定者のみ利用可能 7:30～8:30・16:30～18:30

② 延長保育時間

2・3号(保育標準時間)認定 7:30～18:30(11時間)を超える利用

2・3号(保育短時間)認定 8:30～16:30(8時間)を超える利用

(3) 預かり保育（幼稚園型一時預かり）

1号(教育標準時間)認定 園によって実施時間が異なります。

		7:00	7:30	8:30	14:00~15:30	16:30	18:30	19:00~20:00
1号認定		預かり保育 (有料)	(教育標準時間)		預かり保育 (有料) ※園によって実施時間が異なります			
2・3号認定	延長保育 (有料) ※実施園のみ	(特別保育)	保育標準時間			(特別保育)	延長保育 (有料) ※実施園のみ	
		(無料)	(通常保育時間)			(無料)		
		延長保育 (無料)	保育短時間		延長保育 (有料)			

※通常保育時間以外の時間は、保護者が保育できない時間での利用となります。

※民営の園については、園の運営方針があるため、利用する園にお問い合わせください。

※特別利用保育のお子さんについては、預かり保育の利用はできません。

やむを得ない事情がある場合は、保育園又は子育て支援課にご相談ください。

※預かり保育・延長保育の料金については、各園にお問い合わせください。

※南魚沼どろんこ保育園は短時間認定の朝の延長保育（7時30分～8時30分）の料金が有料になります。詳しくは園にお問い合わせください。

《土曜・休日保育》

(1) 特別な事情のある家庭に限り、土曜・休日保育を実施します。

(2) 実施施設は、13ページ以降をご確認ください。

※市営保育園は、通園地域にある拠点保育園での保育となります。

(3) 弁当・水筒・昼寝用の寝具が必要な園もあります。希望する園にお問い合わせください。

(4) 通常保育時間(標準時間認定 18:30 まで、短時間認定 16:30 まで)に係る利用料の別途徴収はありません。延長保育に関する時間及び料金は平日と同様です。

(5) 休日保育の利用を希望する方は、利用登録をする必要がありますので、市役所子育て支援課(本庁舎)までお越しください。なお、休日保育を利用した場合、代替休日を取得する必要があります。

※0、1歳児でむいかまちこども園の土曜保育を希望する方は、申込をする前に必ず園に連絡してください。

《乳児保育 (0歳児保育)》

実施施設・受入れ年齢は、13ページ以降をご確認ください。

0歳児で入園が決定したおさんは、入園前の面談等の際に健康状態調査票(0歳児用)の用紙をお渡ししますので、かかりつけ医からの証明をもらってください。(証明料は保護者負担となります)

《保育園給食における除去食対応》

食物アレルギー等で除去食等が必要な場合は、出来る範囲内で対応しております。除去食依頼書とかかりつけ医の指示書をお持ちのうえ、決定園にご相談ください。

7. 入園に関する事項

《面談》

新規で入園が決定したおさんは、保育園等で入園前に保護者との面談を行います。面談の日程については、後日保育園等からお知らせがあります。

面談時にお子さんやご家庭等の現況を確認することがあります。変更がある場合は、教育・保育給付認定の変更申請書を提出してください。

《教育・保育給付認定の決定及び保育利用決定通知》

1月中旬頃に認定に関する通知及び保育利用決定通知を送付します。保育料は3月下旬にお知らせします。

年度途中入園のお子さんについては、入園決定後、順次保育料等をお知らせします。

8. 通園バスについて

(1)市営保育園と浦佐認定こども園のバス利用については、各園にご相談ください。原則として小学校区内の園に通い、自宅と園との距離が500m以上あり、3歳以上で座席に1人で座ることが出来ること、また、家族が送迎できないお子さんが対象です。

(2)私立園で、バス（有料）を運行している園もあります。詳しくは、各園にお問い合わせください。

9. 保育無償化について

就学前3年間の保育園・認定こども園などの保育施設やその他の施設・事業の利用料が無償となります。副食費は実費負担となります。

(1)対象者

- ・1号認定の満3歳児～5歳児（満3歳児、年少、年中、年長）
- ・2号認定の3歳児～5歳児（年少、年中、年長）
- ・3号認定の市県民税非課税世帯（0～2歳児）

(2)対象施設と内容

施設	無償化内容	手続き
保育園 認定こども園（保育利用）	保育料無償 ※延長料金は対象外	無
認定こども園（教育利用）	保育料無償（月額上限あり） ※就労等の保育の必要性がある場合、預かり保育は月額11,300円まで無償（満3歳児で3月31日を超えていない児童（住民税非課税世帯のみ）は月額16,300円まで無償）	無 ※有
認可外保育施設等 認可外保育施設、一時預かり、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター	保育料無償（月額上限あり） ※就労等の保育の必要性がある方で、保育園等に通園していないことが要件 3～5歳児：月額37,000円まで無償 0～2歳児（住民税非課税世帯）：月額42,000円まで無償	※有

※認定こども園での預かり保育、認可外保育施設等は無償で利用するには「施設等利用給付認定」の申請をする必要があります。

<施設等利用給付認定申請に必要な書類>

- ① 施設等利用給付認定申請書
- ② 保護者の保育の必要な事由の証明（保育の必要な事由に関しては4ページをご覧ください。）
- ③ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由

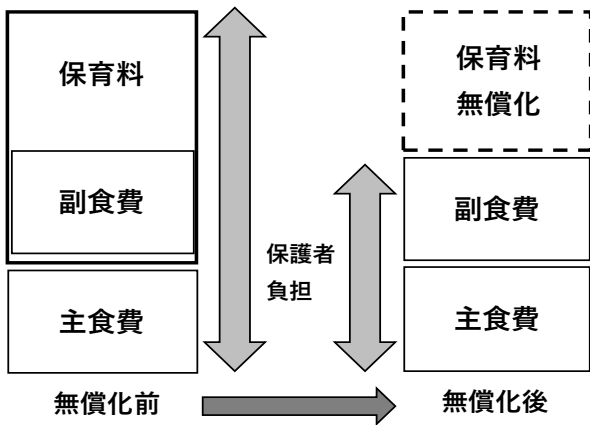
※③は認可外保育施設等を利用する方のみ提出してください。

※申請書はお子さん1人につき1枚となります。

※兄弟で申請する場合、証明は上の子に原本、下の子にコピーを添付してください。

(3) 給食費（副食費）

給食費は、これまで保育料の一部又は実費として保護者負担としていましたが、無償化の実施に伴い、国の制度で実費負担に統一されました。ただし、年収 360 万円未満相当世帯のお子さん及び第 3 子以降のお子さん（※）は副食費が免除となります。



認定区分	副食費(月額)
1号(満3歳児～5歳児)	3,200円(※)
2号(3歳児～5歳児)	4,500円
3号(0歳児～2歳児)	保育料に含まれる

※私立の保育園等により料金が異なります。

(主食費は、完全給食を実施している私立園のみ徴収します。)

(※) 第 3 子のカウント方法

	1号	2・3号
年収 360 万円未満相当	年齢に関わらずお子さんの数による	年齢に関わらずお子さんの数による
年収 360 万円相当以上	3歳～小学校3年生までのお子さん	0歳～小学校就学前までのお子さん

《給食費（副食費）の納入》

利用施設によって納入方法が異なります。

- ・市営保育園
毎月末に口座振替での納入となります。
口座の登録がない方は、納付書を郵送します。
- ・市営保育園以外の園
各園で徴収しますので、各園にお問い合わせください。

10. 保育料について

《保育料の決定》

- ・保育料は原則として、お子さんの父母の市町村民税所得割額により決定します。
- ※保育料算定用の市町村民税所得割額は、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除は適用されません。
- ・父母に一定の収入がない場合には、家計の主宰者の市町村民税所得割額により決定します。
- ・父母が海外にいる場合などで市町村民税の課税はないが父母が家計の主宰者の場合は、父母の収入をもとに算定した市町村民税所得割相当額により決定します。
- ※市外にお住まいのため、保育料算定の基となる年度の住民税の情報が南魚沼市にない場合は、転入前の住所地での課税状況を確認できる書類の提出をお願いすることがあります。海外からの転入又は海外にお住まいの方は、住民税相当額を算出するため、収入証明書等の提出をお願いします。
⇒詳しくは「5. 提出書類 (5) 市区町村民税額を証明する書類」を参照ください。
- ・4月から8月までは前年の市町村民税所得割額、9月からは現年の市町村民税所得割額で計算します。
- ・入園後に家庭の状況に変更があった場合、保育料が変更になる場合がありますので、必ず「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」を在籍している園に提出してください。
- ・延長保育を利用する場合は、延長保育料が別途必要になります。
- ・月途中の入退園の場合、保育料は日割りになります。
- ・1か月未満の休園は自己欠席となるため、保育料は日割りになりません。

《保育料の納入》

利用施設によって納入方法が異なります。

・私立認定こども園以外の園

毎月末に口座振替での納入となります。

口座の登録がない方は、納付書を郵送します。

※指定の期限までに納入されない時は、地方税の滞納処分の例により、財産調査、差押等を行います。

・私立認定こども園

各園で徴収しますので、各園にお問い合わせください。

令和5年度 南魚沼市保育料(1・2号認定)月額表 ※令和6年度は決まり次第お示しします。

令和元年10月1日以降、幼児教育・保育の無償化により保育料は無料となりました。

令和5年度 南魚沼市保育料(3号認定)月額表

階層		3号認定 (標準時間)	3号認定 (短時間)
非市 課町 税村 世帯 民 帯 税	1階層	生活保護法による被保護世帯	(0) (0)
	2-1階層	市町村民税非課税の母・父子、または在宅障がい者世帯	(0) (0)
	2-2階層	市町村民税非課税で上記ほかの世帯	(0) (0)
市 町 村 民 税 課 税 世 帯	3-1階層	市町村民税所得割額48,600円未満の母・父子、在宅障がい者世帯	(5,750) (5,650)
	4-2-1階層	市町村民税所得割額77,101円未満の母・父子、在宅障がい者世帯	(6,000) (6,000)
	3-2階層	市町村民税所得割額48,600円未満の上記ほかの世帯	(15,500) (15,200)
	4-1階層	市町村民税所得割額48,600円以上～65,000円未満の世帯	(21,500) (21,100)
	4-2階層	市町村民税所得割額65,000円以上～81,000円未満の世帯	(23,000) (22,600)
	4-3階層	市町村民税所得割額81,000円以上～97,000円未満の世帯	(25,500) (25,100)
	5-1階層	市町村民税所得割額97,000円以上～121,000円未満の世帯	(31,500) (31,000)
	5-2階層	市町村民税所得割額121,000円以上～145,000円未満の世帯	(36,500) (35,900)
	5-3階層	市町村民税所得割額145,000円以上～169,000円未満の世帯	(37,500) (36,900)
	6-1階層	市町村民税所得割額169,000円以上～235,000円未満の世帯	(43,500) (42,800)
	6-2階層	市町村民税所得割額235,000円以上～301,000円未満の世帯	(46,500) (45,700)
7階層	市町村民税所得割額301,000円以上～397,000円未満の世帯	(49,400) (48,600)	
8階層	市町村民税所得割額397,000円以上の世帯	(52,500) (51,600)	

◎保育料金について

- ◆保育料は毎年4月1日の年齢にて計算をします。
- ◆保育料は全ての利用者が原則として、児童の父母の市町村民税所得割額により決定します。
- ◆父母が海外にいる場合などで市町村民税の課税はないが父母が家計の主宰者の場合は、父母の収入をもとに算定した市町村民税所得割相当額により決定します。
- ◆父母が海外にいる場合で市町村民税の算定根拠資料が提出できず判定が出来ない場合や、市町村民税未申告で仮算定を行う世帯は8階層の保育料を徴収する。
- ◆父母に一定の収入がない場合には、家計の主宰者の市町村民税所得割額により決定します。
- ◆4月から8月までは前年度の市町村民税額、9月からは現年度の市町村民税額で計算します。
- ◆保育料算定用の市町村民税所得割額は、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除は適用されません。
- ◆入園後に家庭の状況に変更があった場合、保育料が変更されることがありますので、「支給認定変更申請書変更届」を在籍している園に提出してください。
- ◆延長保育料は、16時30分から18時30分は1時間150円、18時30分から19時00分は30分150円で計算します。

◎保育料の軽減

- ◆多子軽減: 児童の人数により保育料を軽減します。
 - ①市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯は、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校就学前の障がい児通園施設に同時入園している児童から数えて、2人目は半額、3人目以降は無料。
 - ②市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、生計が同一の最年長の子どもから数えて、2人目は半額、3人目以降は無料。
 - ③母・父子、在宅障がい者世帯で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯は、生計が同一の最年長の子どもから数えて、2人目以降は無料。
- ◆上記の軽減を受けない児童で、**生計が同一の最年長の子ども**から数えて、3人目以降は保育料を半額に軽減します。

11. 南魚沼市の保育園・認定こども園

注) 定員は現在の予定であり目安です。入園開始時期までに変更する場合があります。

	施設名	項目	住所 電話	定員	受入れ 年齢	開園 時間	土曜保育 実施園	特別 保育等	一時 預かり	1号 認定
大 和 地 域	三用保育園		前原町 847 ☎779-3051	70	6ヶ月 ～	7:30～ 19:00	大崎 保育園		○ 8ヶ月～	
	赤石保育園		茗荷沢 710-1 ☎779-3008	65	1歳～	7:30～ 18:30				
	大崎保育園		大崎 3329-3 ☎779-2762	100	6ヶ月 ～	7:30～ 19:00				
	藪神保育園		九日町 1632-1 ☎777-2331	100	6ヶ月 ～	7:30～ 19:00				
	(公設民営) (保育所型認定こども園) 浦佐認定こども園		浦佐 5278-9 ☎777-5560	200	2ヶ月 ～	7:30～ 19:00	○	・子育て支援 センター ・病児(別棟)	○ 6ヶ月～	1号 認定
六 日 町 地 域	上原保育園		上原 241-1 ☎775-2114	70	1歳～	7:30～ 18:30	あおば 保育園			
	あおば保育園		泉甲 241-1 ☎775-2274	100	6ヶ月 ～	7:30～ 19:00				
	五日町保育園		五日町 2262-1 ☎776-2155	65	6ヶ月 ～	7:30～ 19:00				
	四日町保育園		四日町 443 ☎776-3551	60	1歳～	7:30～ 18:30		▪		
	宮保育園		宮 677-2 ☎774-2066	80	6ヶ月 ～	7:30～ 19:00	八幡 保育園		○ 8ヶ月～	
	西五十沢保育園		津久野 964-1 ☎772-3044	50	1歳～	7:30～ 18:30				
	八幡保育園		六日町 19-5 ☎772-2715	120	6ヶ月 ～	7:30～ 19:00				
	(公設民営) 上町保育園		六日町 928-3 ☎773-6187	30	1歳～	7:30～ 19:00	○		○ 1歳～	
	(公設民営) (保育所型認定こども園) めぐみ野こども園		西泉田 201-6 ☎773-5257	85	3ヶ月 ～	7:30～ 19:00	○		○ 3ヶ月～	1号 認定
	(私立) (幼保連携型認定こども園) 野の百合こども園		六日町 1225-1 ☎772-2627	100	3ヶ月 ～	7:30～ 19:00	○	・子育て支援 センター ・病後児	○ 3ヶ月～	1号 認定
(私立) (幼保連携型認定こども園) むいかまちこども園		余川 1519 ☎772-4577	85	1歳～	7:30～ 19:00	○ ※1		○ 1歳～	1号 認定	
(私立) たんぼぼ保育園		坂戸 347-9 ☎773-2556	107	2ヶ月 ～	7:00～ 19:30	○	・休日保育	○ 2ヶ月～		

施設名	項目	住所 電話	定員	受入れ 年齢	開園 時間	土曜保育 実施園	特別 保育等	一時 預かり	1号 認定
塩 沢 地 域	うえだ保育園	長崎 30-2 ☎782-0092	70	1歳～	7:30～ 18:30	牧之 保育園 ・ 上関 保育園 (上関保育園 12～3月 のみ実施)		○ 8ヶ月～	
	牧之保育園	中 700 ☎782-1746	120	6ヶ月 ～	7:30～ 19:00				
	舞子保育園	仙石 1-16 ☎782-0436	70	6ヶ月 ～	7:30～ 19:00				
	石打保育園	下一日市 737-1 ☎783-3624	40	1歳～	7:30～ 18:30				
	上関保育園	関 1132-5 ☎783-2956	60	1歳～	7:30～ 18:30				
	(私立) (幼保連携型認定こども園) 金城幼稚園・保育園	塩沢 1393-1 ☎782-0608	85	3ヶ月 ～	7:30～ 19:00	○ 18:30まで	・子育て支援 センター	○ 6ヶ月～	1号 認定
	(私立) (保育所型認定こども園) わかば保育園	塩沢 605-2 ☎778-2038	85	3ヶ月 ～	7:00～ 19:00	○ 18:30まで	・子育て支援 センター ・病後児	○ 3ヶ月	1号 認定
	(私立) (小規模保育施設B型) 小規模保育所 わかば保育園	塩沢 1329-12 ☎778-2022	休園します						
(私立) (保育所型認定こども園) 南魚沼どろんこ保育園	大木六 596-3 ☎788-0592	92	2ヶ月 ～	7:00～ 20:00	○	・子育て支援 センター	○ 2ヶ月～	1号 認定	

※10、1歳児クラスでむいかまちこども園の土曜保育を希望する方は、申込みをする前に必ず園に連絡してください。

※1歳から受入れの公営園は、0歳児クラスがないため1歳児クラス(1つ上のクラス)でのお預かりになります。また、離乳食対応をしていない園になりますので6ヶ月から受入れの公営園とは保育・給食等の対応が異なります。

12. 各保育園・認定こども園の特徴

※市や各保育施設のウェブサイトにも情報を載せてありますので、参考にご覧ください。

[市ウェブサイト](#) > [子育て](#) > [保育園・幼稚園・認定こども園](#)

※具体的な保育内容については各園にお問い合わせください。

保育園・認定こども園	特徴・保育目標
市営保育園	<p>市内に16施設あります。</p> <p>保育目標 「なかよく げんきに のびのびと」 各園が持つ環境資源や行政とのつながりを最大限活かしながら、保護者のニーズに沿った保育を目指します。</p> <p>主な活動 園庭解放、子育て相談、世代間交流、親子遠足、七夕祖父母お招き会、夏祭り、運動会 等</p>
浦佐認定こども園	<p>保育・教育理念 「保育の真ん中にこどもを」こども主体の保育を目指す ・子どもも大人も個性豊かなチャレンジャー！ ・子どもだからこそ本物を！</p> <p>保育目標 1. 豊かな感動体験から学びあう子どもを育てる 2. 遊びを通して「意欲」「思いやり」「判断力」を育む 3. 地域の未来を担う子どもたちを地域全体で育てる</p> <p>保育の特色 ・専任の英語教師及び音楽担当者による英語でのゲーム、リズム等で親しみ国際交流をはかる（外国籍の園児多数） ・八色の森公園、美術館、サッカーグラウンド、病院、小中高大学校、山や川と豊かな自然、物、人的すべての環境を活かす ・心身特に神経系発達を促す為、サッカー教室を実施 ・選書された子どもにとって良い絵本を沢山揃え、日々の読み聞かせ、貸し出し及び、わらべうたや歌い継がれてほしい素晴らしい歌を日常に・豊かな心を育む ・畑づくり→クッキング、お出かけ遠足、魚つかみ/魚炭焼き大会、おみこしワッショイ！こども園夏祭り、お泊り保育、コンサート等・様々な行事体験を通して育み学び合う</p>
上町保育園	<p>保育目標 「自分の力でやりぬく子ども」 ・元気よく挨拶ができる子・人の話が聞ける子・友達と仲良くし思いやりのある子 ・友達と楽しく遊び夢中になり発展する子・進んで挑戦し頑張る子</p> <p>保育方針 保育を必要とする乳幼児の保育を目的とし、教育と育ちの場を兼ね備えた養護と教育が一体となった施設です。恵まれた環境の中で基本的な生活習慣を身に付け、心身ともにくつろいだ雰囲気・地域社会との協力の基に健康な子どもの成長を促しています。</p> <p>主な活動 ・食育の一環として、敷地内に菜園を設け種まきから収穫までを体験します。また、自園給食の食材やクッキングに活用 ・すいか割り・いも堀り・焼きいも会・お餅つき等の自然体験 ・多種の運動への挑戦</p> <p>*少人数保育で一人一人をきめ細かく見取ります。</p>

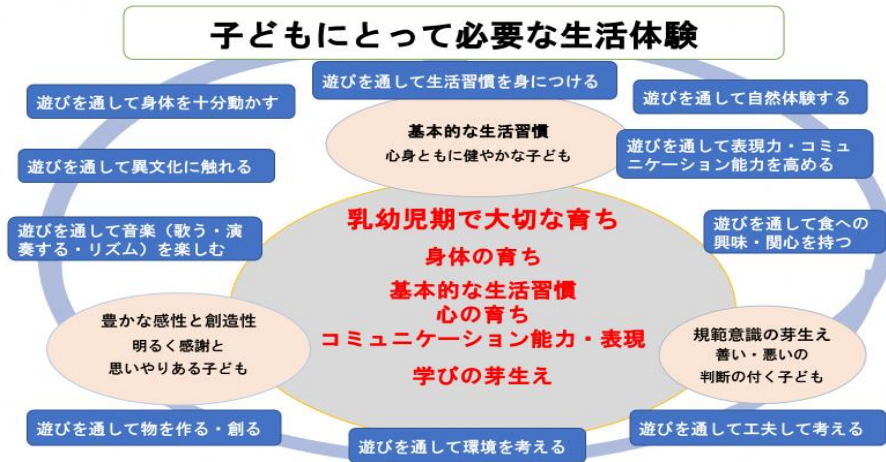
めぐみ野こども園	<p>特徴・保育目標</p> <p><特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シュタイナー教育思想に共感し、『博愛主義』を理念としています。 ・資質向上のため保育研究を重ねています。 ・『生きる力と思いやりを持った子に育つ』をスローガンに、保育目標の五本柱を掲げ、一人ひとりの子どもを愛する保育を行います。 <p><保育目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1：「自分は愛されている」という喜びを持てる。 2：自分の言いたいこと、したいことを表現できる。 3：決められたことを自分の気持ちでできる。 4：食教育で健康な心と身体が育つ。 5：遊びを通して基本的な生活習慣を身につける。 <p>思い切り身体を動かす園庭遊びや体育ローテーション、田んぼや畑の体験式食教育を通して、健康な心と身体を育みます。</p>
野の百合こども園	<p>平成 28 年 3 月、創立 50 年の節目に新しい園舎が完成しました。保育目標の「生きる力」の根っこは、心の成長と身体づくりです。自然を感じ、身体を動かし、美しい言葉や音楽に触れ、素朴で優しい和食や手作りおやつをいただく…。そんな毎日の中、創立以来受け継いできた「一人ひとりの子どもを愛する心」を大切に、0 歳児から就学児、学童児までの確かな育ちを支えてまいります。</p> <p>保育理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博愛、聖潔、キリスト教精神です。 ・保育は人助け、保育は奉仕です。 ・シュタイナー教育思想に共感します。 <p>保育目標「生きる力と思いやりを持った子に育つ」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「自分は愛されている」という喜びを持てる 2. 自分の言いたいこと、したいことを表現できる 3. 決められたことを自分の気持ちで出来る 4. 食教育で健康な心と身体が育つ 5. 遊びを通して基本的な生活習慣を身につける
むいかまちこども園	<p>教育・保育目標</p> <p>自分の力でやりぬく子ども</p> <p>保育方針 職員のモットー</p> <p>「やさしく・きびしく・あたたかく」</p> <p>子どもたちに接し一日一日を大切に保育に邁進します。</p> <p>教育・保育</p> <p>広い園庭でのびのび遊び、沢山の経験と沢山の友達に出会うことで、一人ひとりの成長しようとする無限の可能性をぐんぐん引き出していきます。又沢山の友達と協力したり、時にはケンカもしながらコミュニケーション力を学んでいきます。造形・音楽・言語・表現と幅広い保育活動を体験することで「生きる力」を育てていきます。家庭とは異なる集団生活の中で人の話を聞くこと、人に迷惑をかけること、あいさつ、返事等、社会生活の土台作りを大切に、就学前に身につけておかななくてはならないことをくり返し指導しながら、無理なく身につけていきます。又、小学校へ入学し机に向かいきちんと先生の話が聞けることも目標とし、保育を進めています。</p> <p>子どもたち一人ひとりが主役です</p> <p>鼓隊・わんぱく大賞・賞詞授与・お泊り保育・園外活動</p> <p>いつでも保育見学</p> <p>一人ひとりの成長を大切にしていると同時に保護者の皆様から 1 人ひとりを大切に考えてもらうためにも、普段の飾らない子どもたちの姿を見て頂きたく、いつでも自由に保育見学ができる毎日が自由参観日となっています。園と家庭が共に協力・相談しながら子どもたちの成長を楽しむ園です。</p> <p>※0、1 歳児で土曜保育を希望する方は、申込をする前に必ず園に連絡してください。</p>

<p>たんぼぼ保育園</p>	<p>保育目標</p> <p>①明るい子：「感じたこと」「自分の気持ち」を素直に表現できるよう、子どもの発達や発育を適切に見守り、子どもの気づきを大切にしていきます。</p> <p>②思いやりのある子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お友達との関わり合い、地域の方との関わり合いなどから、周りを思いやる気持ちを育てていきます。自ら学ぶ子・保育活動の中で様々なことを経験、体験し、自ら考え、学んでいける環境作りをしています。 <p>※保育の一環として、一日の活動の一部にヨコミネ式を取り入れています。ヨコミネ式では、「自ら考え、自ら判断し、自ら行動・実践する」ことを大切にしています。頑張った先の喜びや悔しさに出会い、自信をつけて自ら成長していく子ども達を応援していきます。</p> <p>保育方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の発達を適切に見守り、子ども達が健康な体、明るい心、そして仲間と協力しあえる行動を身につけ「させる」保育ではなく、子ども達の気づきを大切に、自ら考え自ら行動する子ども達に成長の手助けをする。 ・安心して子育てができるよう家庭、保育園、地域社会の役割を認め合い子育ての支援をする。
<p>わかば保育園</p>	<p>保育理念 一人ひとりが自己を発揮できる環境を用意することにより、乳幼児の健全な心身の発達と家庭における子育て支援を図る。</p> <p>保育目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく健康な子ども (心身ともに健康で、自分の思いを素直にあらわせる子ども) ・思いやりの心を持つ子ども (自分自身や自分の周りの人、物を大切にできて感謝の心を忘れない子ども) ・考える子ども (身近な環境の中で興味や関心を持って遊べる子ども、善悪の判断のつく子ども、人の話を聞いたり理解することができて、言葉のやりとりをたのしめる子ども) <p>0歳児から5歳児までの年齢に合ったリズム運動を取り入れ、体で表現する楽しさ・リズムをきざめる体づくり・身体のバランス力を高める活動に力をいれています。</p> <p>行事での保育参観を通し、子どもの見取り方や認め方を高め家庭における子育て支援を図ります。</p>

大切にしていること

教育・保育基本方針：「人格の基盤」をつくる大切な乳幼児時期に必要な体験を通して心身ともに成長できるよう、その子に応じた支援並びに幼児教育を行い、心身ともに健やかで明るく感謝と思いやりがあり、善悪の判断が自らできる子どもを育ててまいりますと考えております。

認定こども園の乳幼児教育目標



特色

平成 20 年 4 月、「金城幼稚園・保育園」は、地域の子ども達にとってよりよい環境を作るため、幼稚園・保育園・児童館までを含めた一体型施設の運営を行う「認定こども園」の認定を新潟県で初めて受けました。認定こども園では、乳幼児から学童まで一貫した保育・幼児教育を行います。

- ・子ども料理教室・スキー教室・国際理解教室・高齢者施設「ゆきつばき・つばき園」と定期的な交流・環境理解教育や季節ごとの伝統的な行事などを行います。
- ・保護者が働いている・働いていないにかかわらず利用が可能です。
- ・集団活動・異年齢交流・保育園留学など必要な子どもの集団を保ち、健やかな育ちを支援します。
- ・充実した子育て支援事業で、子育て家庭を応援します。

幼稚園設置基準・(保育所)児童福祉施設最低基準・認定こども園認定基準の 3 つの基準に加え、(児童館)児童厚生施設最低基準のすべてが整った施設です。各種有資格者の配置数・教職員キャリアパス・園舎及び園庭面積・施設設備・カモンティーチャー制度など教職員の研修・研究が充実しています。

保育理念

にんげん力。育てます。
「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、“自分で考えて行動する力”を育みます。

保育目標

① センス・オブ・ワンダー

自然の中に沢山足を運び、自然の中での発見から、生死などの「環境認識」を。乳幼児期のうちから外遊びを「日常化」させることに重点を置き、子ども達の「原体験(※)」を大切に考えています。

(※) 原体験…自然物で物を作ったり、遊んだりという生活の基礎基本。

② 人対人コミュニケーション

園外では「すれ違った全ての人」と挨拶を交わすことを園の約束としています。『物怖じせず誰とでも目を見て話ができる子ども』を育成します。

保育の 3 つのこだわり

① 裸足保育

～足指で地面を捉える力を育てる～「背中を見せる保育」を実践

② 異年齢(3・4・5 歳児)保育

～“自分で判断して行動する力”と“リーダーシップ”の育成が目的～

③ 機会を排除しすぎない保育

～必要な機会を排除する「ダメ」という言葉を私たち保育士は使わない～

保育園・認定こども園 災害時(浸水・土砂・地震)の対応について

南魚沼市 子育て支援課

水害・土砂災害や地震が発生し、園児に危険が見込まれる場合や施設被害により受け入れが困難な場合に、休園の措置をとることがあります。保護者の皆様には、緊急時には速やかな行動がとれるようご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

水害・土砂・地震ともに、危険を感じた場合は、保護者の皆様の判断で(園からの連絡を待たずに)お迎えに来ていただいて構いません。園から連絡できない事態が発生することも考えられます。早めの判断と対応が、お子さんの安心・安全に繋がります。

【気象に関する避難情報発令】(FMゆきぐに・防災ラジオ・緊急情報メール・広報車・テレビ)

		保育中	登園前(午前6時)
レベル3	高齢者等避難	園児を引き渡します	休園します 解除されるまで園児の受け入れはしません。
レベル4	避難指示	休園します	
レベル5	緊急安全確保	在園児がいる場合、園児とともに避難所に避難	

※当該地域に発令された場合になります。

自動的には休園措置にはなりません。様々な状況により休園や園児引き渡しに対応となります。

【浸水地域の施設】

名称	想定浸水深	避難先	代替園
浦佐認定こども園	0.5m～3m未満	大和中学校	/
あおば保育園	0.5m 未満	泉集落開発センター2階	上原保育園
上町保育園		南魚沼市民会館	/
めぐみのこども園	0.5～3m未満	総合支援学校	野の百合こども園
たんぽぽ保育園		園舎2階又はディスポート	/
野の百合こども園	0.5m 未満	園舎2階	/
牧之保育園		園舎2階	塩沢ほのぼの広場
舞子保育園		中之島改善センター2階	中之島改善センター

【土砂災害地域の施設】

名称	予想災害	避難先	代替園
五日町保育園	土石流	雪国スポーツ館	藪神保育園
金城幼稚園・保育園	地すべり	塩沢小学校	わかば保育園

※代替園の利用は、保護者が医療従事者や社会の機能を維持する職業に従事している方又はひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方のみとさせていただきます。

【市内で 震度5強以上 の地震が発生】

保育中	<p>園児を引き渡します</p> <p>園児の安全を確保しながら、状況に応じて安全な場所に園児を誘導します。園舎や周辺の被害状況を確認して、安全に保育が可能と判断される場合は保育を再開しますが、安全な保育が難しいと判断される場合は、保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。</p>
登園前	<p>休園します (安全が確認できるまで園児の受け入れはしません。)</p>



☆【総合窓口】入園手続、保育料、認定、バスに関すること、
南魚沼市子育て支援課（保育班） ☎025-773-6822

☆遊びの教室の内容に関すること
子育て支援センター ☎025-772-7754

☆保育内容・方針
各保育園・認定こども園にお問い合わせください。 ☎p.13~14 参照